

広島県告示第八百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十五年十一月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年十月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道御調久井線	尾道市御調町大原字割石六四七番一地从先から尾道市御調町大原字割石六四七番一地从先まで	平成二十五年十一月三日